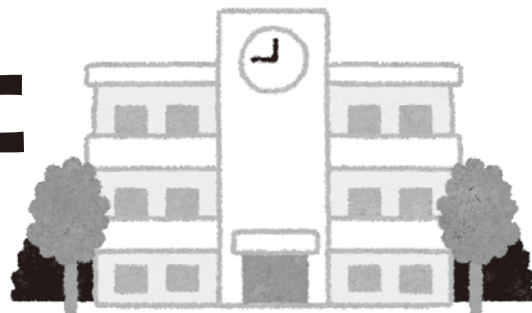


北沢小学校

第4回

後利用に向けた 意見交換会



於：北沢小学校家庭科室

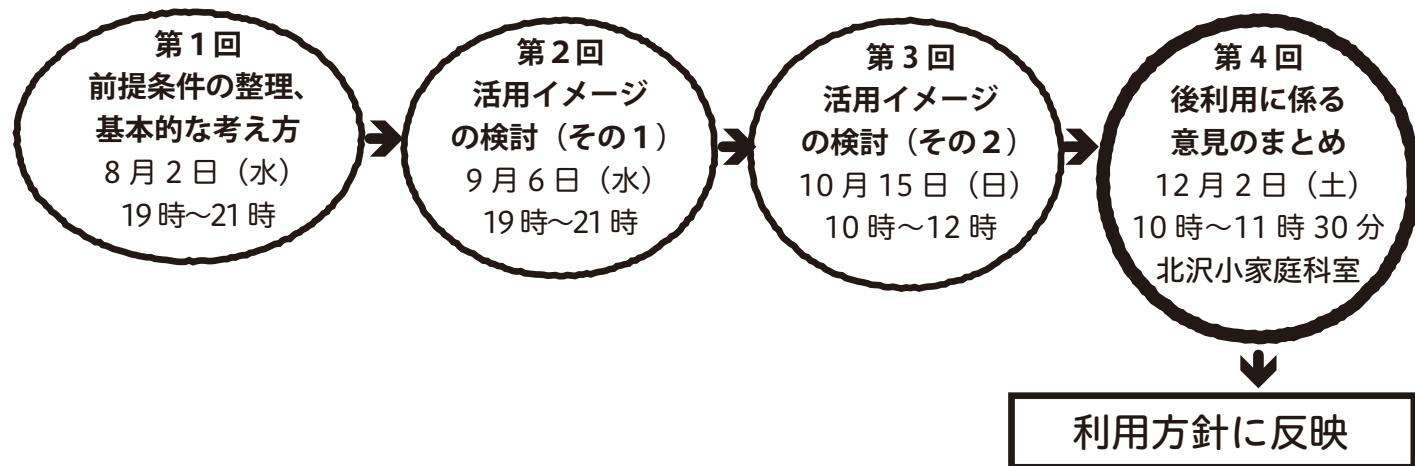
1 目的（検討する内容）

世田谷区では、現在の北沢小学校の避難所機能や地域コミュニティの核としての機能を維持し、施設を有効活用するために、施設の後利用の検討を進めています。本意見交換会では、後利用へのスムーズな移行に向け、施設の使い方や運営についてワークショップ形式で皆さんの意見をうかがい、その内容をもとに、区として後利用の方針を策定します。

- 1) 後利用の考え方について
- 2) 施設の活用イメージや運営について
- 3) その他後利用にあたって配慮したい点

意見交換会で検討した内容を元に、区が利用方針を策定します。

2 意見交換会のスケジュール



後利用始動までの概ねのスケジュール

- ▶ 平成29年度～ : 利用方針
- ▶ 平成30年度～ : 後利用開始（防災機能／中学校の利用／地域の利用）
: 利用方針に基づく地域の後利用具体化の検討

3 本日の進め方

時刻	所要時間	内容
10:00		開会
10:00	0:05	あいさつ、本日の進め方確認
10:05	0:20	前回の振り返りと北沢小学校後利用方針の考え方（案）の説明
10:25	1:00	全体で意見交換
11:25	0:05	事務連絡
11:30		閉会

- 1 自分ばかり話しません
- 2 頭から否定しません
- 3 楽しい雰囲気大切にします



北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方（案）

北沢小学校後利用では、用途地域等の制限、既存施設の現況等の立地条件や経費負担等の財政状況、区の課題対応、地域住民の意見等を踏まえ、以下のとおり活用する。

1 後利用検討の主な視点

（１）北沢中学校による活用

- ・北沢中学校の魅力向上に資する校舎等の活用を検討する。

（２）防災機能（避難所等）の維持

- ・地域の避難所としての機能を維持する。

（３）地域コミュニティの核としての機能の維持

- ・北沢小学校が地域において果たしてきた地域コミュニティの核としての機能を維持する。

（４）その他

- ・多くの子どもたちが学び成長してきた場であることを踏まえた上で、世田谷区全体の行政需要に対応する施策等を検討する。

2 後利用の方針

既存施設を北沢中学校の第２校舎・第２体育館・第２校庭等（以下「第２校舎」という。）として、次のとおり５年程度活用する。

（１）北沢中学校第２校舎

- ・北沢中学校は、第２校舎を活用した学校活動等（教育活動や放課後の活動等）を行う。

（２）災害時の避難所機能

- ・災害時の避難所として活用する。

(3) 学校施設の区民利用

- ・北沢中学校の学校活動等での活用を基本とした上で、空き時間・空き教室の学校開放を行う。
- ・北沢小学校を拠点としていた地域活動団体や地域スポーツ団体などの活動については、学校等と協議しながら、地域活動の継続に努める。
- ・その他の学校施設の区民利用の具体的な方法については、地域活動や周辺保育施設等の状況を勘案し、学校等と協議しながら検討する。

(4) 子どものための場としての活用

- ・子どもが安全に過ごせる居場所や学習支援の場として、学校開放の校庭や校舎を活用する。活用方法については、引き続き検討する。

(5) 行政需要への対応

- ・その他、世田谷区全体の行政需要に対応する施策等を引き続き検討する。

3 地域住民との意見交換の場の継続

施設利用と将来の活用に向けた地域と区の意見交換を継続する。

4 将来的な施設整備と活用スケジュール

将来的な施設整備は、地域住民等との意見交換を継続しながら、施設の利用状況、建物の状況、行政需要等を踏まえて検討する。



意見交換をしながら、運営の課題や方向性を共有する。

今後の進め方について

(1) 施設利用にあたっての利用団体間の調整について

町会・自治会及び現在北沢小学校の承認を受け校庭や体育館、教室等で活動を行っている団体が、次年度北沢小学校後利用において同様に施設を利用するにあたっては、改めて北沢中学校の承認を受けることとなります。

今後、北沢中学校の教育活動（部活動も含む）との調整や改めて団体間の利用にかかる日程等の調整、利用の際のルールづくりを行う必要もあります。

そのため、利用調整やルールづくりを行うための協議の場を設けさせていただきます。利用団体間の調整については2月を予定しており、区から関係団体へお声をさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

(2) 子どもの居場所の具体的な取り組み内容について

北沢小学校の後利用における具体的な取り組みについて、現在検討を進めておりますが、特に放課後を含む子どもの居場所の取り組みについては皆様からのご要望が多かったため、取り組み案の詳細が固まり次第、説明会を開催し、皆様にご説明させていただく予定です。日程が固まり次第、皆様に周知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(3) 30年度の北沢小学校後利用に係る全体説明会について

30年度の北沢小学校後利用全体の内容が決まり次第、説明会を開催し、皆様にご説明させていただく予定です。説明会は3月を予定しております。日程が固まり次第、皆様に周知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(4) 30年度以降の北沢小学校後利用に係る意見交換会について

後利用方針の考え方（案）にも明記しているとおり、30年度以降も、施設利用と施設の将来の活用に向けた地域との意見交換を継続して行っていきます。

30年度の意見交換会については、30年4月からの一定期間の利用状況を踏まえた上で、意見交換を行いたいと考えております。

日程等については、今後調整の上、本意見交換会に参加されている皆様には個別に郵送でご案内させていただくほか、区のホームページ等でも周知させていただきますので、ご参加いただければと思います。

第 3 回 後利用に向けた意見交換会 報告

第 3 回 北沢小学校後利用に向けた意見交換会 開催

平成 29 年 10 月 15 日(日)午前 10 時から 12 時までの 2 時間、北沢中学校被服室で、第 3 回北沢小学校後利用に向けた意見交換会を開催し、地域の方 20 名にご参加いただきました。

意見交換会の前半は、資料「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方(たたき台)」を見ながら、振り返りをしました。後半は、「子どもの居場所」「地域コミュニティ」の 2 つのテーマを設け、関心のあるテーマのテーブルに分かれて意見を自由に出し合いました。

今回は、これまでに出了意見をまとめ、「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方」の案を確認するとともに、平成 30 年 4 月からの利用に向けて意見交換を行います。

どなたでも参加できますので、ぜひおいでください。



第 3 回意見交換会 プログラム

本日の進め方の説明

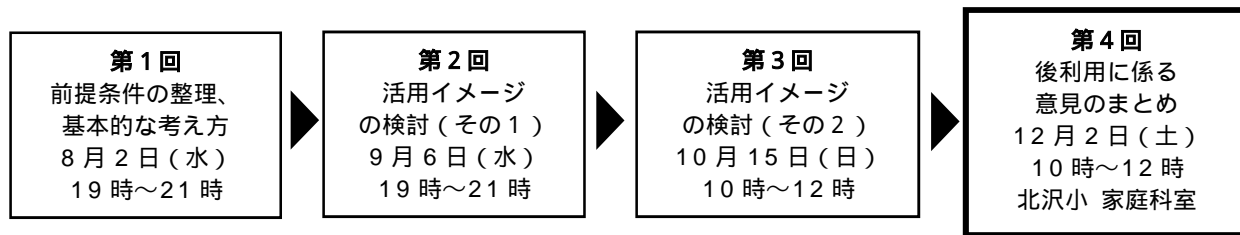
事務局からこれまでの意見のまとめ

グループワーク「子どもの居場所」「地域コミュニティ」

発表、全体で意見交換

今後のスケジュール

平成 29 年度の意見交換会のスケジュール



次回意見交換会

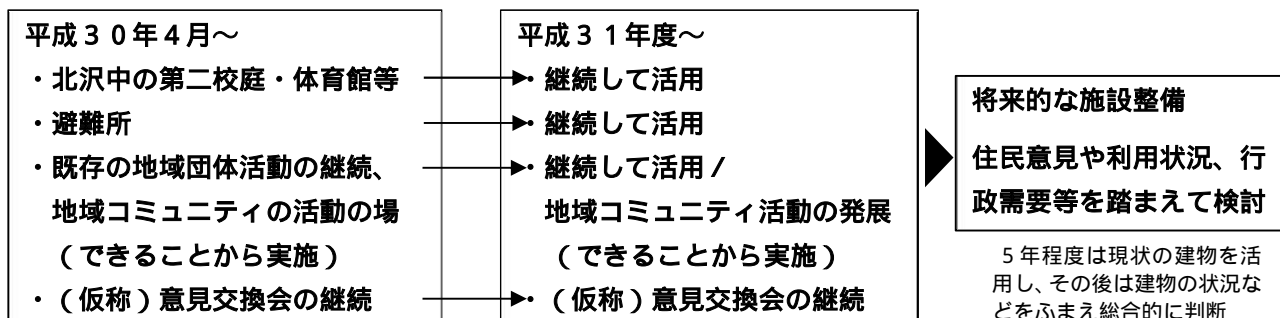
ひととき保育のご案内 (意見交換会中にお子様をお預かりする制度です)

対象児：生後 5 ヶ月以上で首のすわった子~小学校就学前まで

申込：政策企画課あて**事前申込みが必要です**(各回先着 20 人程度)

申込締切：第 4 回 11/24(金)

平成 30 年度以降(区としての考え方)



グループワークで出た意見

第3回意見交換会のグループワークで出た意見をご紹介します。

北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方（たたき台）について			意見が出たグループ			
			1	2	3	4
1 (1)	北沢中学校 による活用	北沢中の意向が知りたい。地域利用にどの程度制約があるのか心配。				
		北沢中の第2校舎という事が前提になっているのはなぜか。下北沢小学校の第2校舎とすると新BOPが実施できるのではないか。				
1 (2)	避難所	「北沢中学校として活用することにより」の部分はいらぬのではないか。				
1 (3)	子育て世代 の活動	子育て世代が活躍できないと地域がつながっていかない。核が維持できなくなる。				
1 (4)	子どもの安全	「子どもの安全を最優先する」という視点（キーワード）を入れる。子どもの安全の確保の取組みは、区が担うべきことではないか。				
	表現の幅が 広すぎる	いずれ何でもアリになってしまうのではないかと心配。				
2 (1)	中学生の自 習室	「自習室や学習支援」という視点（キーワード）を入れる。				
2 (4)	放課後の居 場所	「子どもの放課後の居場所」という視点（キーワード）を入れる。				
	休暇中の居 場所	「夏休みや休暇中の居場所」という視点（キーワード）を入れる。				
	学びの場	「学ぶ場」という視点（キーワード）を入れる。上級生が下級生に勉強を教えたり、地域の大学生が学習支援をしたりする場所。				
2 (5)	行政需要と は何か	30年度以降も意見交換を重ねていく中で、地域に不足する公共的機能として必要なものは検討してほしい。議論の中で出てきた機能で、行政の役割と思われるものについて需要を満たしてほしい。				
スケ ジュ ール	安全性の検 討	安全性については急ぎの課題なので今年度検討してほしい。				
	5年の表記	「概ね5年」の表記の仕方については地域と齟齬がないように、十分検討してほしい。				
全体	表現	文言が堅くて伝わりにくい。				
	議論の進め 方	行政の案に対して意見を言っているだけではないか。地域の要望を尊重してほしい。				

当日資料「北沢小学校後利用に向けた利用方針の考え方（たたき台）」の番号ごとに意見を整理しています。

施設の活用イメージや運営について			意見が出たグループ				
			1	2	3	4	
子どもの居場所活動の場	放課後	放課後の居場所の確保が必要。					
	休暇中	夏休みや、休暇中の子どもの居場所も必要。					
	学童保育	民間の学童					
	学童保育	前例がないからできないではなく、特区など新たな前例をつくるつもりで取り組む事が大事。					
	プール開放	夏のプール開放は、先生が出前に来て「水泳の指導」ということにできればここでも実施できないか。					
	学びの場		勉強ができる部屋（自習室）が必要。				
			上級生が下級生に勉強を教えたり、地域の大学生が学習支援をしたりする場所を図書室とは別に確保してほしい。				
校庭	狭い校庭での野球は中止してほしい。						
地域の文化	今までできなかった新しい機能(文化)	文化の核 例) 演劇を核にするとか...学校に演劇ファシリテーターを派遣する制度(文化庁)					
	図書の貸し出し機能	貸出・返却できる図書館カウンター機能などがほしい(本はなくてもよい)。					
集会所	コミュニティの場	ただの集会所では地域のコミュニティは生まれない。					
		コミュニケーションを取るために、集会所に喫茶店のような軽食が出るようなスペースがあるとよい。					
	町会の活動	町会としての活動が継続できればよい。					
設備	今ある設備は使えるようにしておきたい(調理関係の設備)。						
避難所	避難所としての機能	避難所機能を個別に検討する必要がある。 例) ペットの居場所の確保、防災倉庫、一時避難所利用時の食料の確保、災害時の入り口確保 など					
	改修	避難所利用に伴う改修が必要な場合はきちんと検討してほしい。(必要最低限とは?)					
	地域利用との整合	地域が占有するスペースが増えることで避難所機能を妨げないようにしてほしい。					
	避難所運営	運営にあたって、避難所運営委員会との調整、地域ごとの意見交換の場が必要。					
	避難所運営・防災に向けた連携	避難所・防災を核として、地域の意見交換・運営の場を設けてはどうか(防災に関わる地域住民は高齢化しているので、いざというときに若い力が必要になる、誰かが招待してくれたら、ではいけない)。					

施設の活用イメージや運営について			意見が出たグループ			
			1	2	3	4
利用・運営 のしくみ	けやきネット	利用予約ルールが「けやきネット」になるのか？（広く活用される上ではけやきネット利用はやむをえないと思うが、同じ団体だけ継続利用になるのは困る。）				
	既存団体の継続	地域外の利用者（顔が見えない関係）が増えるとトラブルの元になる。既存の団体だからといってそのまま活用できるというシステムはやめてほしい。				
	トラブル防止のしくみ	トラブル時に利用者と住民が対立するのはよくない。地域の声をくみあげ、トラブルにならない仕組み、解決できる仕組みが必要。				
	顔の見える関係	活用する団体と地域住民が顔の見える関係をつくるのが大切。				
		運営団体が主体となって、団体間の調整やコミュニティづくりを担うことが必要。				
	登録団体の調整	第4回意見交換会を受けて、利用団体募集を始めてほしい。1～3月に登録団体が集まる会議や場が開催できるとよい（先行してその動きをつくっていかないと4月に間に合わない）。				
登録制度を設けて新しい地域団体が使えるようにしたい（今までの団体だけでなく子育て世代が活躍できるように）。						
行政の支援	行政、学校の協力がどの程度得られるのか。継続的な運営のための予算（来年度以降）が必要。					

これまでの資料や意見

- ・第1回～第3回で配布した資料は、区ホームページに掲載しています。
- ・第2回までの意見交換会のグループワークで出た意見は、区ホームページに掲載しています。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/722/728/1840/d00154477.html>

「北沢小学校後利用」で検索してください。

北沢小学校後利用



問合せ先、ご意見・ご提案受付窓口

世田谷区政策経営部政策企画課 電話 03-5432-2033 FAX 03-5432-3047

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 第1庁舎3階30番窓口

ご意見・ご提案に個別回答はできませんが、意見交換会で共有するなどし、活用させていただきます。